

年機構発第64号

令和2年8月7日

日本私立大学協会 会長 殿

日本年金機構事業管理部門担当理事

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料学生納付特例  
に係る臨時特例手続き等の周知について（依頼）

平素は、国民年金事業にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、令和2年4月23日付年管管発0423第6号により厚生労働省年金局から文部科学省総合教育政策局及び高等教育局へ通知され、それを受け、令和2年4月27日付文部科学省高等教育局学生・留学生課及び文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により学生証の発行が遅延した場合の国民年金保険料の学生納付特例申請の取扱い等について（周知）」により関係機関に周知依頼がされています。

周知依頼の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例の時限措置として、本人の申告所得等をベースにした簡易かつ迅速な手続きによって、学生納付特例等の申請及び適用を行うことができる措置が講じられたことから、学生等への今回の国民年金保険料の学生納付特例の取扱い等に係る周知の協力になりますが、日本年金機構ではこの臨時特例手続きについて、郵送でも手続きが可能であることを機構ホームページやTwitterにより周知しています。

つきましては、貴会におかれましても各大学に対してホームページ（機構ホームページへのリンク）やTwitterによる案内など、広く学生等に周知いただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

また、この通知後、改めて日本年金機構地域部より管下の大学に対して同様の趣旨の周知依頼を行うこととしておりますので、何卒ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

【参考】

○日本年金機構ホームページアドレス：<https://www.nenkin.go.jp/>

○Twitter によるツイート（令和 2 年 5 月 1 日）

**【国民年金保険料の臨時特例免除手続きの開始】** 令和 2 年 5 月 1 日から、新型コロナウイルス感染症の影響による国民年金保険料の臨時特例免除申請の受付が開始されます。詳しくはこちら。<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/20200430.html>

○学生納付特例制度の詳細内容 <https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gakusei.html>

**【照会先】**

日本年金機構国民年金部  
国民年金適用グループ参事役 扇谷  
国民年金適用グループ 後藤  
電話：03-6892-0763